

## 平成22年7月三木市教育委員会（定例会）会議録

### ◇ 日 時

- 1 開 会 平成22年7月21日（水）午後1時45分
- 2 閉 会 平成22年7月21日（水）午後3時50分

### ◇ 場 所 三木市役所 2階 職員厚生室

### ◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 前回会議録の承認
- 4 審議事項  
報告第10号 専決処分について（三木市社会教育委員の委嘱について）  
報告第11号 専決処分について（三木市公民館運営審議会委員の委嘱について）  
報告第12号 専決処分について（平成22年度三木市立幼稚園入園料及び保育料の減額の決定について）  
議案第9号 市立学校給食共同調理場長等の指定についての一部を改正する訓令の制定について  
議案第10号 平成23年度から平成26年度までの間に使用する小学校教科用図書の採択について  
議案第11号 平成23年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

### ◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	清 水	里 子
	2番	教育委員長職務代行者	里 見	俊 實
	3番	教 育 委 員	稻 見	秀 穂
	4番	教 育 委 員	水 島	慶 子
	5番	教育委員（教育長）	松 本	明 紀

事務局	教育部長	篠原政次
	教育部政策主幹	告野幹也
	教育総務課長	清水正則
	教育環境整備課長	井上博務
	学校教育課長	穂積正則
	文化スポーツ振興課長	松村正和
	教育センター所長	梶本佳照
	図書館長	近藤昌樹
	教育総務課課長補佐	稲岡孝
	教育総務課	西末路雅恵
傍聴者	1人	

#### ◇ 会議内容

清水委員長が傍聴を許可し、傍聴者が入場した。

##### 1 開 会

清水委員長が、平成22年7月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

##### 2 会議録署名委員の指名

清水委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、里見委員長職務代行者と稲見委員を指名した。

##### 3 前回会議録の承認

清水委員長が、平成22年6月定例会の会議録の承認について諮り、承認された。

##### 4 審議事項

清水委員長が、議案第10号の平成23年度から平成26年度までの間に使用する小学校教科用図書の採択について及び議案第11号の平成23年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択についての2件を議案に追加することについて諮り、全員一致で同意された。

次に、報告第10号及び報告第11号は附属機関等の委員等の

委嘱に関する案件であること、また、報告第12号は個人情報を含む案件であることから、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、それぞれ秘密会として、日程の最後に審議することについて諮り、全員一致で同意された。

次に、議案第10号及び議案第11号について、一括審議することについて諮り全員一致で同意された。

**【議案第9号】市立学校給食共同調理場長等の指定についての一部を改正する訓令の制定について**

○ 井上教育環境整備課長が、次のように説明した。

現行の訓令では、市内7箇所の共同調理場の場長を調理場近隣の学校長と定めているが、この場長に事故が起こった場合にその代理をする者を定めていなかった。

そこで、このたび「場長に事故あるときは、教育委員会が別に指定する者がその職務を代理する。」という規定を加えようとするものである。

併せて、現行の訓令は本則のみからなるものであるが、新たな規定を加えることで、第1項と第2項に分けるほか、文言の整理等所要の改正を行おうとするものである。

(委員) 場長に事故あるときに教育委員会が別に指定する者とは具体的に誰を想定したものか。

(事務局) 一般的には当該学校の教頭になろうが、教頭にも差し障りが生じた場合を想定して、具体的に教頭とせず、このような表現にさせていただいた。

(委員) 教頭を想定しているのなら、具体的に指定しておくべきではないか。校長に事故ある際に迅速な対応をするためには、誰か決めておく方が良い。

(事務局) 繰り返しになるが、ここで教頭と定めてしまうと、教頭にも事故が生じた場合の対応ができないため、幅を持たせたものである。

(委員) 明記する方が具体的で良いと思うが、通常は教頭が代理することになる。

この表現でも間違いではなく、十分通用すると思うので、今回はこだわらないことにするが、今後、可能な限り具体的な表記を心がけていただきたい。

清水委員長が、議案第9号について採決を行い、全員一致で原案のとおり可決された。

**【議案第10号】平成23年度から平成26年度までの間に使用する小学校教科用図書の採択について**

○ 穂積学校教育課長が、次のように説明した。

三木市における小学校の教科用図書（教科書）は、北播磨採択地区協議会において候補図書を選定し、それを参考に各市町教育委員会が採択し、兵庫県教育委員会へ報告することになっている。

北播磨採択地区協議会においては、義務教育諸学校教科用図書調査委員会を設置し、当該委員会において選定を行い、協議会に報告を行っている。

このたび北播磨採択地区協議会から報告を受けた候補図書の発行者は、国語については、5者の中から光村図書が選定されている。書写については6者から日本文教出版、社会は5者から東京書籍、地図は2者から帝国書院、算数は6者から啓林館、理科は5者から啓林館、生活は7者から啓林館、音楽は3者から教育芸術社、図画工作は3者から東京書籍、家庭は2者から東京書籍、保健は5者から光文書院となっている。（選定理由については、記載省略）

今回、候補に挙がっている図書発行者は、現在使用している図書の発行者とすべて同じである。

**【議案第11号】平成23年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について**

○ 穂積学校教育課長が、次のように説明した。

昨年も、この附則第9条に規定する一般図書の採択について審議いただいたところであるが、来年度、新たに光村

図書出版の小学校拡大教材こくご4年（上）及び同（下）を追加したいと考えている。

（委員）教科書については、前回と変更がなかったということであるが、このことは、それぞれの教科書が学びやすいものであったと解釈すればよいか。

（事務局）そのように考えている。

（委員）三木市からは、この調査委員会に何人が参画しているのか。

（事務局）三木市では各教科1人ずつである。

（事務局）各市町からの選出委員は、市の規模によって異なる。人口の少ない市町では全教科を網羅していないところもある。

（委員）教科書採択の審議において毎回申し上げることであるが、我々教育委員が全教科の教科書の内容を吟味し採択する判断はできないと思っている。

問題点や改善すべき点があれば、そうした意見も出てくるであろうし、そのことに係る判断が必要であれば、そのことを聴かせてもらえばよい。

調査委員が選任され、その人たちが何度も協議されているのだから、その方法で選考いただければよいと考えている。

（委員）採択に当たっては、教育委員の中できっちりとした議論をしておくことも必要であり、そのことも、教育委員会の大きな役割の1つであろうと考えている。

ただ、どのような議論をすれば良いのかが分かり難い。

（委員）我々は、この教科書に関しては専門外であり、個々の教科書について、良いか、悪いかを判断することは難し

い。

教科書が基本的にどうあるべきか、今まで問題がなかったか、これから先、学習指導要領等の教育環境がどうなっていくか、社会情勢はどうかなど、我々が判断できる資料を提示し、そうした点を踏まえて、この発行者が良いので、採択に賛同してほしいという説明をいただければ審議しやすい。

(委員) 私も選定に関わったことが何度かあり、連日缶詰状態の中で作業に当たった経験がある。

先生方は強い思いを持ち、熱心に情報を集めながら、選定作業をされていることと思う。

そうしたことを踏まえれば、発行者の変更がないということは、採択した教科書が子どもたちにとって学びやすいものであり、大きな問題点もなかったということであろう。

現場の先生方が慎重に選定され、結論を出してくださっていると思うので、候補案に対して特段の意見はない。

(委員) この採択については、北播磨各市町教育委員会のすべてがこの案を議決することになる。

そうであれば、三木市だけが反対した場合どうなるのか。

大勢の先生方が、専門的見地から検討されており、各市町が別々の採択をした場合、地区協議会の意義がなくなる。また、そうなれば混乱を生じることになる。

(委員) 各市町が単独で実施するより、広域で実施した方がより多くの意見が集約され、より良い選択になると考える。

(事務局) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第13条第4項に、採択地区が2以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない、とある。

だから、もし三木市の教育委員会が、この教科書は適当ではないと判断した場合、相当の理由を持って北播磨の他市町と調整をする必要があるということになる。

(委員) そのような法律で決まっていることを、別途、個別の教育委員会で議決することには矛盾を感じる。

その辺りは、広域的な研修会の開催、議題提案も含め、今後の課題として、事務局にも認識しておいていただきたい。

清水委員長が、議案第10号及び議案第11号について採決を行い、全員一致で原案のとおり可決された。

## 5 その他

### (1) 協議事項

委員から、秘密会に係る会議録の記述について、秘密会として協議を求める提案があり、清水委員長が、当該案件を協議事項として取り上げること及び秘密会として協議することについて諮り、全員一致で同意された。

### (2) 報告事項

#### ア 学校教育課の主要事業等について

○ 穂積学校教育課長が次のように報告した。

第4回定例校園長会を7月15日に開催し、平成22年度就学援助・就園奨励の状況、夏季休業中の生徒指導、綱紀粛正及び服務規律の確保、教職員の交通事故防止並びに先日発生した人権問題に係る今後の対応等について、校園長に周知徹底を図った。

また、主要行事については、教育委員会の計画訪問を6月末から7月の中旬にかけて3校園で実施したほか、本日21日から3日間、東播地区中学校総合体育大会が開催される。

今後の予定については、8月2日に教職員人権研修会を、3日に第5回定例校園長会を、5日に心の教育講演会を、22日に市民じんけんの集いを、9月1日に各学校園の2

学期始業式を実施する。

イ 就園奨励及び就学援助認定園児・児童生徒数の状況について

○ 穂積学校教育課長が次のように報告した。

幼稚園の就園奨励園児数は、4歳児については、平成21年度3人、平成22年度4人、5歳児については、平成21年度12人、平成22年度9人であり、合計人数で平成22年度は若干減少した。

小学校の就学援助児童数は、平成21年度615人、平成22年度619人であり、微増となっている。

中学校の就学援助生徒数は、平成21年度307人、平成22年度344人であり、37人の増となっている。

(委員) 就学援助を受ける児童、生徒は、修学旅行への参加費用についても、援助されるのか。

(事務局) 三木市の場合、修学旅行費用の実費を就学援助費として支給している。

(委員) 景気悪化の影響で生活が困窮しておられる方が増加していると思われる。費用を負担できないために修学旅行に行けなかったということがないようにしてほしい。

全児童、生徒数に対する就学援助を受ける児童、生徒数の割合は、県内他市と比較してどのような状況か。

(事務局) 平成22年度の三木市の小学校は14.2パーセント、中学校は15.0パーセントである。小野市では小学校12.5パーセント、中学校13.3パーセントと聞いている。

(事務局) 平成21年度の東播磨管内の小・中学校合計のデータであるが、三木市は13.94パーセント、率の高い順に、明石市が17.64パーセント、高砂市が16.60パーセント、播磨町が15.47パーセント、その次に三木市が入り、それに続いて加古川市が12.88パーセン



ト、小野市が12.09パーセント、以下、西脇市、稲美町、加西市、加東市と続く。

三木の基準所得額は、兵庫県の平均よりもやや高く、手厚い措置を行っている状況であると認識している。

(事務局) 市町毎に基準所得額が異なるため、認定率による比較が必ずしも一定の尺度にはならない。

(事務局) 基準所得額については、小野市の2人世帯で154万円に対して、三木市の場合は165万円であり、所得が9万円多くても援助が受けられることになる。

3人世帯でも、小野市の212万円に対して、三木市は220万円であり、より手厚い状況であるといえる。

ウ 教育センター・青少年センターの主要事業等について

○ 梶本教育センター所長が次のように報告した。

教職員の専門研修講座について、7月21日から8月19日の間に15講座を集中的に実施する。

また、不登校児童・生徒を対象にした適応教室については、生活リズムが乱れないように、夏休み期間中も、個人及び全体の通級日を決めて実施する。

人の目の垣根隊の募集について、実態との整合を図るため、設置要綱の一部を改正し、随時募集することができる規定に改めた。

(委員) 人の目の垣根隊の隊員は何人いるか。

(事務局) 現在740人が登録されている。

発足当初は、もう少し多かったが、近年少し減少している。

現在は、昨年度3月末と比較して80人程度増加している。

エ 文化スポーツ振興課の主要行事等について

○ 松村文化スポーツ振興課長が次のように報告した。

三木城跡及び付城跡群総合調査報告書を発刊した。この書籍は、国の文化財指定に係る学術調査の報告書で、500部印刷した。県内外の関係機関等に配布するとともに、130部を1冊3,000円で市販する予定である。

今後の事業予定については、7月25日に三木市文化会館で第24回三木市吹奏楽祭を開催する。

また、スポーツ振興基金事業として、8月1日、2日に吉川総合公園文化体育館でバレーボール選手強化練習会、8月8日に市民体育館で卓球ジュニア選手強化練習会、8月11日に三木中学校で水泳選手強化練習会を実施する予定である。

さらには、ゴルフ協会事業として、8月2日、9日、23日に太平洋クラブ六甲コースでみつきいジュニアゴルフ塾を開催する。ジュニアゴルフ会員は現在56人である。

(委員) 三木城跡及び付城跡群の国指定はいつ頃になる予定か。

(事務局) 地権者同意等の処理が残っている。できれば8月中に申請したいが、もう少し遅れる可能性がある。

#### オ 青山図書館の利用状況について

○ 近藤図書館長が次のように報告した。

青山図書館がオープンして1か月余りが経過した。直近の30日間の貸出状況は1日平均707冊である。この数値を年間に置き換えると約24万冊になり、順調に滑り出したものと考えている。

(委員) 青山図書館の利用が順調であることは、嬉しいことである。

#### (3) 次回定例教育委員会の開催日時について

清水委員長が、次回の定例教育委員会の開催予定日時について諮り、平成22年8月18日(水曜日)、午後2時から開催することを決定した。

## 6 審議事項（秘密会）

清水委員長が傍聴者に退席を求め、傍聴者が退席した。

清水委員長が、報告第10号から報告第12号について、一括審議することについて諮り全員一致で同意された。

【報告第10号】専決処分について（三木市社会教育委員の委嘱について）

- 清水教育総務課長が、次のように説明した。  
三木市社会教育推進委員定数条例により各種団体推薦、学識経験者、公募等16人を委嘱した。任期は平成22年7月1日から平成24年6月30日までの2年間である。

【報告第11号】専決処分について（三木市公民館運営審議会委員の委嘱について）

- 清水教育総務課長が、次のように説明した。  
三木市立公民館設置及び管理に関する条例により各地区推薦、学校・社会教育関係団体推薦、公募等20人を委嘱した。任期は平成22年7月1日から平成24年6月30日までの2年間である。

【報告第12号】専決処分について（平成22年度三木市立幼稚園入園料及び保育料の減額の決定について）

- 穂積学校教育課長が、次のように説明した。  
減額申請のあった者のうち13人を認定した。  
該当する認定要件は、12人が市民税の所得割が課税されない者、1人が児童扶養手当受給資格者である。  
減額期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間である。

報告第10号から報告第12号は、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により秘密会として審議したため、同規則第32条の規定により、審議内容については記載しない。

清水委員長が、報告第10号から報告第12号について一括採決を行い、全員一致で原案のとおり承認された。

なお、報告第10号及び報告第11号の審査の過程で、委員から、提出資料及び資料内容の工夫を求める意見があった。

## 7 協議事項（秘密会）

### 【協議事項6】会議録の作成について

委員から、秘密会で審議した内容中、公表可能な部分については、何らかの方法で記述するべきであるとの提案があった。

併せて、別の委員から、会議録の記述の過度の簡略化により、誤解を生じさせることのないような配慮が必要である旨の発言があった。

## 8 閉 会

清水委員長が、平成22年7月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。